

技術官庁の終焉につながる

「施工プロセスを通じた検査体制」

システムの問題点を斬る

2007年9月

**国土交通省管理職ユニオン
政策検討チーム**

目 次

- 1 なぜ、こんなシステムが必要か?
国土交通省当局の問題意識は! ······ 2頁
- 2 「施工プロセス」を通じた検査体制とは何か ······ 3頁
- 3 現行システムを次のように変えようとしている ······ 4頁
- 4 基本的問題は何か ······ 7頁
- 5 具体的問題点、疑問点は何か
「施工プロセスを通じた検査体制」は現実に機能するのか ··· 10頁
- 6 会計法、品確法から見た問題点 ······ 12頁
- 7 今日の混乱、問題はどこから来ているのか ······ 13頁

1 なぜ、こんなシステムが必要か？ 国土交通省当局の問題意識は！

国土交通省は、平成18年5月「国土交通省直轄事業の建設生産システムにおける発注者責任に関する懇談会」を設置しました。

この懇談会は設立趣意書で国民生活を支える公共事業、その発注者の役割の重要性を強調し、『国土交通省直轄事業における建設生産システムは、昭和30年代に直営工事から請負工事に大きく変更されて以降、これまで大きな改定はされてこなかったが、昨今、設計や施工における品質確保に関する様々な問題が顕在化する中、現在の建設生産システムとそれに関する発注者の責任のあり方が、改めて問われている』とし、『国土交通省直轄事業の建設生産システムの実態に基づき、発注者責任の観点から建設生産システムのあり方及び諸課題への対応方針について検討・提言を行うことにより、国土交通省直轄事業の適切な執行を図ることを目的』としています。

懇談会設置の契機となっている「設計や施工における品質確保に関する様々な問題が顕在化する中、現在の建設生産システムとそれに関する発注者の責任のあり方が、改めて問われている」という問題は何か、資料によれば以下に示す通りです。

- 1)これまでの建設生産システムでは指名競争を中心とし、「優れた実績を有する信頼性の高い企業」が選定されていたため、「信頼関係」の元で「要点の監督・検査」で「品質の確保」がされる「好循環」のシステムであったが、公共事業削減により競争の激化、談合事件等の発生、公共事業に対する国民の不信感の増大などがあり、これまでの指名競争を中心としたシステムは破綻。
- 2)一般競争入札への転換の中で「信頼性の高い企業を優先的に選定することは困難」「過当競争や利益優先により安全管理、品質確保に係わる意識の希薄化」により「設計ミス、施工不良等の見落としに対するおそれが増大」してきています。
- 3)こうした現状から新しいシステムの構築が必要とし、「発注者責任のあり方」として次の3点をあげています。

- ① 国民のニーズにあった社会資本整備の責任。
- ② 價格と品質が総合的に優れた者を、タイムリーに調達し、継続的に提供する責任。
- ③ 発注者と受注者がそれぞれ工事等の品質確保に責任を持つ仕組みの構築・維持する責任。

ただし、指名競争入札の「好循環」に変わる新たなシステムの構築が必要だとしています。

国民の不信・怒りの根元は天下りを介在とした癒着、利権の構造にあり、これに対するメスが入っていない。公共事業にまつわる談合事件（静岡談合事件・金丸事件など）などが明るみに出たたびにいわゆる「指名競争入札制度」の問題が指摘され、一般競争入札を含む入札制度の改善が要求されてきたが、当時

の建設省はかたくなに一般競争の導入を拒否してきた。

しかし、中尾元建設大臣事件、橋梁談合事件など相次ぐ不祥事に耐えきれずあるいは世論の批判をかわすもくろみから、十分な問題点の整理、準備をせず一般競争入札を急速に拡大、それが今日の混乱の一つの要因。

また、指名を前提とした「おみやげ付き天下り」など癒着の温床となった「指名競争」のシステムを「好循環」と位置付けるのは大いに問題です。

そしてこの懇談会の下に（1）企業評価専門部会、（2）設計・施工プロセス専門部会、（3）品質確保専門部会、の3つの専門部会を設けて、それぞれ検討していくとし、「施工プロセス」を通じた検査体制については、（2）の部会で検討され、平成19年3月中間報告が出され、平成19年度から「試行」が行われようとしています。

2 「施工プロセス」を通じた検査体制とは何か

設計・施工プロセス専門部会は、3月に中間報告を出し、この報告書では、前述の背景、問題意識を冒頭引用し、発注者を取り巻く環境として「地元調整や技術提案等契約事項の確認に係る業務が増加する中、公務員定員削減が進められるなど、発注者側の体制が十分確保できない状況にある。

そのため、発注者側の品質確保の基本となる現場の確認に費やす時間が十分確保できず、外部に委託した補助員による現地確認や受注者から提出される工事書類や写真等により工事の品質を確認せざるを得ない状況にある。

このように建設業界を取り巻く環境が大きく変化する中、施工ミスが多発する状況において、発注責任を満足するためには、新たな検査体制の構築が不可欠である」とし、その基本的考え方として次の点をあげています。

（1）発注者と受注者の責任分担の明確化

受注者の品質管理と発注者の受け取り検査の双方の責任分担を明確にしながら制度構築。

（2）発注者の受け取り検査の充実

施工の結果である出来型を検査するだけでなく、どのように施工したかの施工プロセスについての検査。

（3）支払いシステムの見直し

発注者が行う検査は支払いを伴う検査を前提とし、出来高に応じた支払いシステムに見直す。

（4）担当者間の情報共有

「監督職員」「検査職員」「品質監視員（インスペクター）」などの連携、情報共有。

3 現行システムを次のように変えようとしている

1) 「段階確認」を「段階検査」とし主任監督員は検査から除外

- ① 監督職員（主任監督員）が実施している「段階確認」を、新たな支払いが伴う「段階検査」（主任検査職員が実施）として実施。
- ② 施工方法が契約図書に適合しているか等を日々現場で確認する「施工プロセスチェック」（品質監視員＝インスペクターが実施）を導入

2) 「段階検査」は支払いを前提とし、月1回程度 外部委託に道

- ① 工期内の定められた時点で、あるいは工事の節目毎（おおむね月1回程度）に施工プロセスの結果を基に「給付の確認」に必要な検査を実施
段階検査の内2回以上は成績評定についても行う「中間技術検査」として実施。
- ② 段階検査の実施者である「主任検査職員」は品質管理官など契約担当官が任命した職員が行い、体制確保が困難な場合、専門性の高い検査を実施する場合は外部の技術者を活用する。
外部の技術者を活用する場合は1級土木施工管理技士などの資格と高度な業務実績を条件とするが、将来的には専門の技術資格を要件に追加する

3) 施工プロセスチェックも外部委託が前提

- ① 対象工種は主要工種として工事毎に発注者が決定し、「寸法、数量、品質、施工方法」について、原則、日々確認。実施した箇所、結果は書面（チェック表）で記録
- ② 施工プロセスチェックの実施者は「品質監視員（インスペクター）」とし、職員または外部委託者により実施、外部委託の場合は1級土木施工管理技士などの資格と業務実績を条件とするが、将来的には専門の技術資格を要件に追加する。

完成検査は現行の検査職員が「総括検査職員」として実施し、「主任検査職員」からの「段階検査」の結果も加味して行うとしている。

そして監督職員（出張所長等）は従来の監督行為から「確認、立ち会い」などを除き、技術提案の確認、契約変更の事務、地元調整などを迅速かつ正確に行い、監督行為としては「指示・承諾・協議・通知・受理・把握」を実施するとなっている。

関東地方整備局の試行案

(この文書は各地整共通に流されている、したがって本省からの文書と思われる)

施工プロセスを通じた検査の試行について(案)

H19.6.01 企画部 検査グループ

1. 試 行 の 目 的

建設現場を取り巻く社会情勢の変化に鑑み、品確法の施行の下に発注者及び受注者が各自の責任を適切に担うことにより効率的かつ効果的に工事の品質を確保するため、今後、施工プロセスを通じた検査を実施。

施工プロセスを通じた検査は、平成19年度より試行し、課題の把握と対応方針の検討を行い、当該検査体制を早期に建設現場に確立することが目的。

2. 試 行 の 概 要

- 1) 4月1日以降に入札公告する工事のうち、一般土木、鋼橋上部及びPC上部の3工種において、予定価格が3億円以上の低入工事の全て及び通常工事の一部で試行。
- 2) 平成19年度は、全国で概ね100件程度(関東10件程度)を試行。

3. 検査職員等の業務及び対象者

(1) 総括検査職員

- ① 業務 …… 総括検査職員は主任検査職員が行う段階検査(月1回程度)の結果を踏まえ、中間技術検査及び完成検査を実施。
- ② 対象者 …… 各地方整備局等の品質調整官又は工事検査官等、契約担当官が任命。

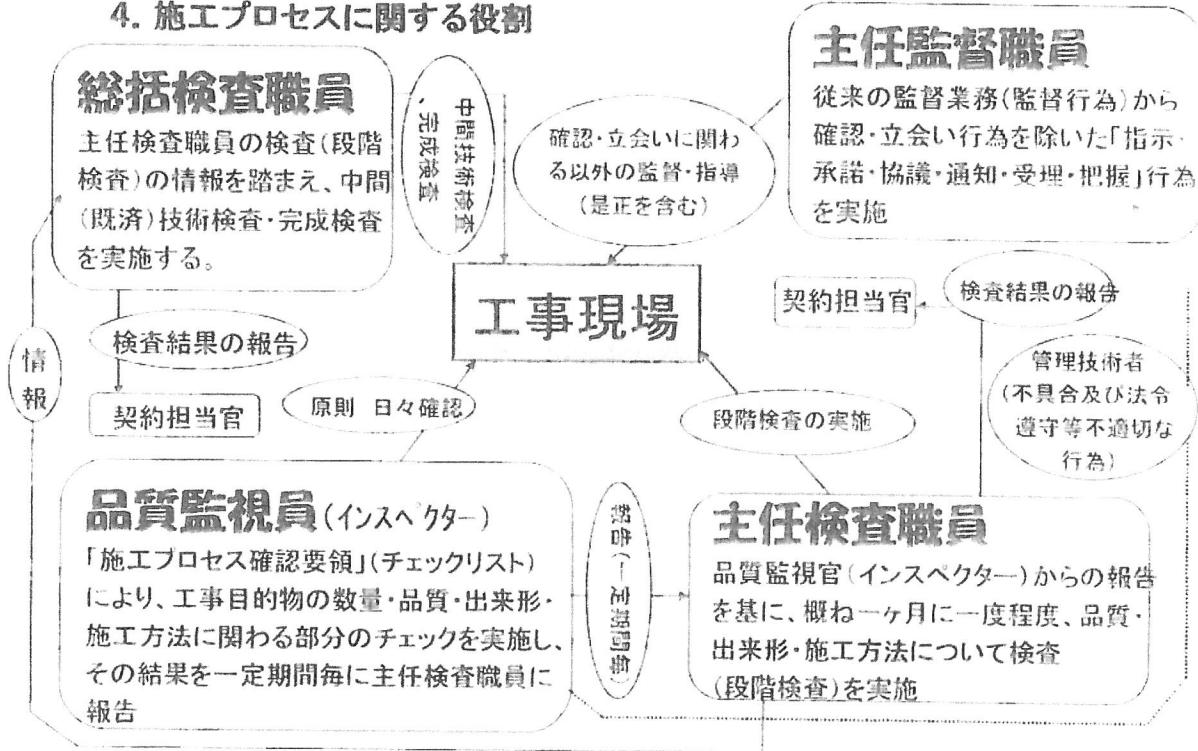
(2) 主任検査職員

- ① 業務 …… ・品質監視員が行う施工プロセス監視(日々実施)の結果を踏まえ、段階検査(月1回程度)を実施。
・段階検査の結果等を中間技術検査及び完成検査に先立ち、適切に総括検査職員に報告。
- ② 対象者 …… ・職員が行うことを基本とし、工事品質管理官又は建設専門官等、契約担当官が任命。
・アウトソーシングする場合は、専門性が高い分野(鋼橋上部工等)における専門家から開始。実施の状況を踏まえつつ、認定資格要件を念頭に各地整で適切に要件を設定、契約担当官が任命。(会計法第29条の11第5項)

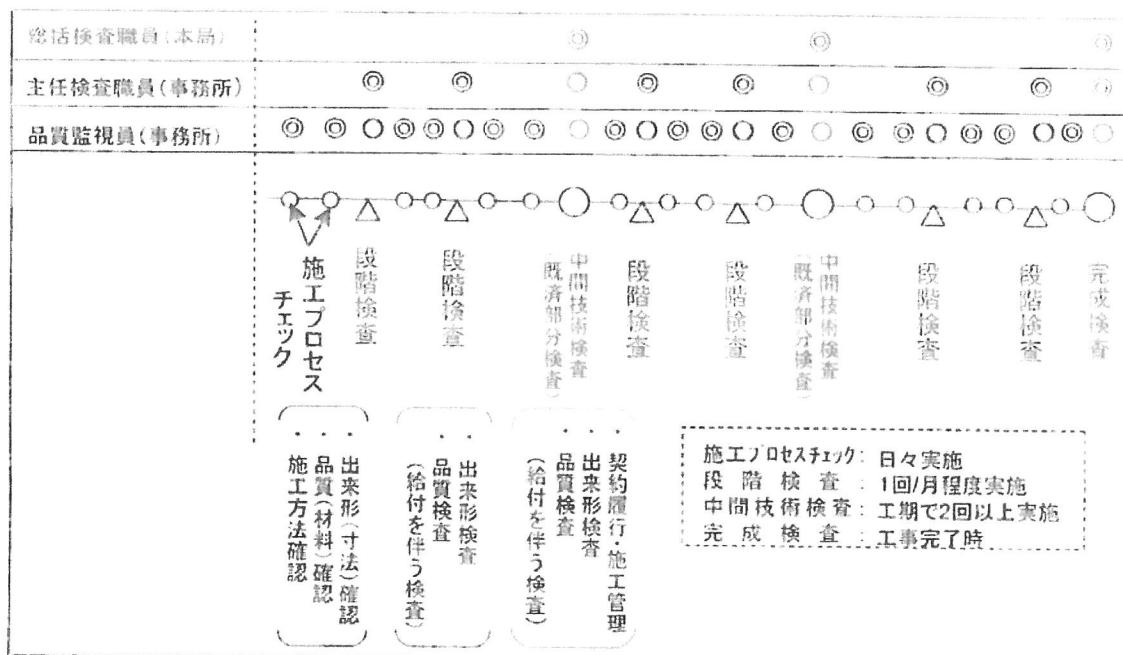
(3) 品質監視員(インスペクター)

- ① 業務 …… ・「施工プロセス監視要領(仮称)(別途作成中)」に基づき、工事の施工プロセス監視を日々実施。
・施工プロセス監視の結果を「施工プロセス監視要領(仮称)」に基づき作成するチェックリストにとりまとめ、一定期間ごとに主任検査職員に報告。
- ② 対象者 …… ・アウトソーシングで行う事を基本とし、建設弘済会等に委託。現行の検査補助業務の現場技術員の資格要件を念頭に各地整等で適切に要件を設定。
・職員の技術力向上の観点から職員が行う場合は事務所係長等が対象。

4. 施工プロセスに関する役割



5. 施工プロセスを通じた検査の流れ



4 基本的問題は何か

1) 監督・検査は技術官庁としての最後の砦

「国土交通省直轄事業における建設生産システムは、昭和30年代に、直営工事から請負工事に大きく変更されて以降、大きな変更がされていないが、昨今、設計や施工における品質確保に関する様々な問題が顕在化する中、現在の建設生産システムとそれに関する発注者の責任のあり方が、改めて問われている」としているが、「大きな変更がなされていない」どころか、実態・中身は激変している。

昭和40年代には測量、設計はほぼコンサルタントに発注され、以降、定員削減に対応するかたちで現場監督（監督補助）、積算と「委託」化が進み、今や技術部門で残されているのは「監督責任」と「検査」だけで、首の皮一枚でつながっていると言つても過言ではない。

この部門まで外注化、外部委託可能の道を開くことは、まさに技術官庁の終焉であり、小泉内閣以来声高に言われている「官から民へ」「市場化」などに対して、「官の役割」、「官の技術の必要性」などの論拠、説得力を失い、よって立つ基盤を自ら崩壊する等しいものであり、「発注者責任、国民の安全・安心」に責任を持つ立場を放棄するものである。

2) 出張所の廃止、統合論に拍車をかけるもの

この「施工プロセスを通じた検査体制」では、出張所・主任監督員の役割から「段階確認、立ち会い」などを無くし、技術提案の確認や契約変更の事務、地元調整などを迅速かつ正確に行い、監督行為としては「指示・承諾・協議・通知・受理・把握」を実施するとなっているが、監督行為と現場との整合、地元対応などは一体の行為であり、どれが欠けてもスムースな施工と良質な工事は不可能である。

「施工プロセスを通じた検査体制」では、こうしたことが危惧されるから「担当者間の情報共有」などが基本的項目として加えていると推察されるが、主任監督員から「権限と責任」を取り上げ、実際にこの体制が機能することは不可能だし、責任と権限を分散させ、かえって逆な効果を招くことは必死である。

むしろ、出張所からこうした権限を奪うことは、強まっている地方出先機関の統合、廃止などの議論・動きに「出張所不要」の口実を与えかねない。

3) 一層の技術力の低下を招き、「姉歯事件」の二の舞を土木工事部門にも

「設計ミスや手抜き工事」などの多発がシステム改変の大きな動機となっているが、意図的な「手抜き・粗雑」工事はさておき、ミス発生の多くは発注者、コンサル、受注者（ゼネコン）も含めて、技術力の低下、現場経験の不足に要因がある。

国交管ユニオンが実施したアンケートでも「技術力の低下」が強く指摘され、「発注者責任懇談会」の中間とりまとめにも「人材の育成・技術力の継承」が強調されている。技術力が低下した大きな原因に「建設生産に直接携わらなくなった」事が挙げられる。

「官」の実態で言えば、前述したように測量から図面おこし、設計・積算までほと

んど外注化され、自らの手・足・頭で作業せず、口先で業者に指示する業務形態になり、現場も「監督補助」に依存せざるを得ないのが実態となっている。

それでも以前は現場を経験した先輩がおり、様々アドバイスがあったが、その人たちも職場を去り、主流は「建設生産」未経験の人となっている。

従って、コンサル等の成果についてもその不十分な箇所を指摘できず、「何でこんな図面になるの」というようなもので堂々と発注されることもあり、コンサルも「指摘」がないことから不良成果でも良しとなり、現場即応力、技術力の低下の一因になっている。

ゼネコンでも現場でのマネジメントが中心になり、結局「良い施工は良い下請け」となり、この懇談会でも「専門業者（下請け）の表彰制度」などが真剣に取り上げられている。（良い業者を表彰することは結構と思うが、建設生産システムを改善する本質とは少しずれているのでは）

結局今日の問題を引き起こしている最大の要因は、技術官庁として君臨し発注者の立場から技術的チェックをきちんとしてきた国土交通省（旧建設省）の技術力の低下が、コンサルも含む「建設生産力」全体の水準低下をもたらしているのではないか。

かつて、品質監視員（インスペクター）の役割を、いわゆる（行）二の職員が果たしてきた。この人たちの直営時代の経験が生かされ、型枠の組み方、配筋、コンクリートチェック等々、多くの「現場技術」が反映され民間の現場でも指標となってきた。

今、施工プロセスを通じた検査体制と言うことで、再びこのような体制の必要性を認めているなら、官の技術力向上の観点から職員でカバーする方策を真剣に探求すべきと考える。

今回の案のように検査まで外部委託に道を開くということは、技術を体験する場を無くし、建設生産物が「良いか悪いか」「高いか安いか」（業者の設計、施工見積もりが適切かどうかなど）の判断も出来ない、技術力低下に拍車をかけることになり、まさに「姉歯事件」の二の舞を土木分野全体に拡大するものである。

公共工事の真の発注者は国民であり、それを代行しているのが我々公務員としての監督・検査職員です。発注者は公正さを確保し、良質なものを低廉な価格でタイムリーに調達するという発注者責任があります。

公正さを確保するという視点からすれば「外部委託に道を開ける」ことは国民に対する裏切り行為であり、公共工事の発注者として責任を放棄する事に繋がります。

4) なぜ、支払いシステムの見直しが必要なのか

「出来高と支払額が一致しない現行システムを見直し、出来高に応じた支払いシステムに見直す必要があり、そのためにも施工プロセスを通じた検査が必要で、支払いを伴う検査（給付の検査）が重要」とし、月一回程度、支払いを伴う「段階検査」を導入するとしているが、品質管理、出来型管理などの問題意識と比較し、なぜかこの必要性が明確に述べられていない。

現行システムは進捗に応じて支払われる制度にはなっていないが、前払い金制度があり、部分払いの制度もある、完成と認められれば基本的には出来高と支払額は一致する。

多分、完成まで支払われるのは困るという業者の要請と思うが、構造物の多くは完成と認められなければ機能確認が出来ないわけだから、現行の制度にも大いに根拠

と理由はある。

だいたい月一回も支払いを伴う検査など出来るのか、（完璧な設計と完璧な施工条件と完璧なスタッフがそろっていれば可能かもしれないが、概数・標準断面発注が多くなっている実態において、出来高確認の前提となる変更契約が必要で、契約事務においても完璧な体制が必要）、現場の実態を見れば大いに疑問です。

今、求められているのは支払制度の変更よりも発注までに多大な時間と労力のかかる入札制度の改善、発注されても用地問題が解決しないで工事にかかれないと、設計と現場が一致しない、等々の問題を改善する方が先決ではないのか。

5) 何故、現場に問題提起し、現場の意見・知恵を結集しないのか

この「懇談会」「専門部会」の構成は多くは学者、弁護士、OBなどで、現役の人は本省、局の課長、官クラスで、現場の第一線でこの業務に携わっている人は入っていない。

学識経験者や弁護士などに検討を依頼することは悪いとは言わないが、国交省がこの問題に大きな問題意識を持ち、改善を図ろうとするなら、まず、施工現場の第一線で問題に直面している工事担当課、出張所、監督官などに問題を提起すべきだろう。

有識者などの権威をかさに、上の方から「これで決まったから従え」と言わんばかりのやり方は、これまでの国土交通省（旧建設省）の常道とはいえ、かえって現場の力をそぐものにしかならない。こういう問題こそ、問題意識の共有し、職員の意見、知恵・力を結集して改善を進める事が必要だ。

全国的に「出張所長等連絡会」という組織もあり、こうしたところに問題を提起し、検討することがみんなの力も發揮し、全体の水準向上にも役立つはずです。

この問題が、前述したような出張所の存在、検査まで外部委託に道を開き、一層の技術力の低下などの問題は、当局内部でも大きな懸念であり、こうした懸念が反映し、3月に出された中間報告の内容、試行の方針を地整によっては現場まで下ろしているところは少ない。下ろしているところでは出張所長、監督官を中心に大きな疑問と反発を呼び、明確な説明に苦慮しているのが実態です。

再度指摘しますが、このような極めて大きな問題を含んでいる「施工プロセスを通じた検査体制」を強引に試行、実施を進めるのではなく、一度白紙に戻し、現場の意見も反映した、より良い直轄事業の「建設生産システム構築」を強く求めます。

5 具体的問題点、疑問点は何か 「施工プロセスを通じた検査体制」は現実に機能するのか

1) 現実の発注は「標準図」1枚、数量、工期も「仮」

少なくない発注が「標準断面発注」や「概数発注」など発注金額（受注ランク毎）にダミーが含まれた発注が行われ、契約後に「先行指示」などで契約変更を前提として様々な工種が追加されて工事が進められています。

工事によっては契約後も「用地が確保されていない」「工法や仮設計画が決定されない」などで長期にわたって工事に入れないとあります。

この案では「概ね月1回程度の支払いを伴う段階検査として実施」となっているが、「先行指示」は「未契約」の段階であり、「出来高」「品質」「数量」の確認は出来ても当然「未契約」では支払いは出来ない。

先行指示、変更の毎に「契約変更」を行うのか？、そんな繁雑な作業を発注者も受注者もますます対応できないことは明らかであり、現実を無視した虚構といわざるを得ません。

現場と設計思想、設計が完璧であればこうした案も可能であろうが、「完璧」なら「ミス」の懸念も無く、監督に専念でき、当然「ワンデーレスpons」などの大騒ぎをしなくとも工事は立派に進捗されます。

2) 確認、立ち会いと現場との整合、変更事務、指示、承諾など 契約の履行と監督は一体の行為

案では主任監督員から「確認・立ち会い」をはずし、「品質監視員（インスペクター）」が「工事目的物の寸法、材料の数量・品質及び施工方法」について「原則毎日確認」し、これをもとに「主任検査職員」が支払いを伴う「段階検査」を実施することになっている。

工事の過程では当初条件との違い（土質の変化、湧水、地元対応等々）また、予期しなかった災害などの発生はさけられない。当然施工方法の変更も伴う。

この対応は監督職員（主任監督員）で、その結論（実施方法）が決まつたら「品質監視員」の出番、こんな監督行為など実際にはあり得ない。

また、施工プロセスチェックにおいて問題が発生した場合（例えばコンクリートの打設時間が外気温が25°Cを超える場合で1.5時間以上かかった）工事をストップさせる権限、改善を指示する権限は監督職員か、「品質監視員」か？。

監督とは施工プロセスも含め、出来型、品質、現場条件、施工条件などを総合的に把握して進めるものであり、こうした全体の把握があるからこそ指示、承諾、協議などに対応できるのであって、そのことが良質な工事目的物を作る保証でもある。

3) 段階確認（検査）、立ち会いなどの「合格、不合格」の権限を はずし、監督行為など出来るのか、また、問題の責任は

監督職員が「合格・不合格」を判断し、その権限を持っているから受注者も真剣に

対応し、監督職員も緊張感を持って「確認」に望む。また、この中間報告では「成績評定」をこれまで通り主任監督員が行うかどうか、明らかにしていないが、仮に主任監督員に評定の権限がないとなれば、これも「合格・不合格」同様、成績を判定する権限のない監督職員に受注者が真剣に対応するかの問題は否めない。

逆に成績の権限有りとした場合には「出来型・品質」などを確認しないでも評定することになり、正確な評定とはならない。

そして、もっとも危惧されるのは、問題が起きたときの責任は誰が取るのかということ。主任監督員は「出来型・品質」の確認もしない、「段階検査」もしないのだから責任の取りようがない。では仮に外部委託した「品質監視員」「主任検査員」が責任を取り賠償をするのか？（この人たちの指揮・命令はどうなるのか）結局は権限も責任も曖昧になるのではないか。

4) 調整と書類作りに追われる日々、結局工事現場が曖昧に

原則「毎日確認」となれば毎日出来型、品質の書類作成が必要になる。

月1回程度の検査となれば毎月必要な書類作成、監督職員への協議、承諾、変更などの書類作成など、受注者はたぶん膨大な書類作成に追われることになる。

また、工事過程で品質監視員、監督職員、検査職員、加えて事務所発注課などで「見解・判断の不一致」などは起こりうり（現在でも事務所、出張所間の見解の相違、考え方の違いは多くある）、特にトラブルが発生した場合その責任の問題もあり、方向を確定するのに調整に時間がこれまで以上にかかるることは容易に想像できる。

結局、受注者は書類作成と「監督職員対応」「品質監視員対応」の2重対応に追われ、工事そのものへの集中がおろそかにされるのではないか。

5) 委託の「品質監視員」「主任検査職員」は誰が指揮・命令・監督をするのか。

昨年来弘済会（協会）の委託実態が「偽装請負」ではないかとの指摘を受け、その改善が大きな課題となっている。

「品質監視員」は日々臨場し品質、出来高、施工方法などのチェックを行うが、この委託の「品質監視員」の監督は誰が行うのか、「監督職員」か「主任検査職員」か。

日々進捗する工事現場でいちいち「監理技術者」を等しての指示・命令などが機能するのか。

今指摘されている「偽装請負」という問題をクリアして、こういう体制が可能なのか、この中間報告では明らかではないし、「試行」も方針は何も示していない。

この施工プロセスを通じた検査体制を「完全委託」でやるなら、まさに「検査まで完全丸投げ」になり、監督職員の指揮・命令の下でやるなら「偽装請負」の違法を重ねることになる。（方向として品質監視員は主任検査職員の下に付くようだが、これではますます主任監督員の業務は形骸化され、また、監督と検査の兼任は不可…・給付の完了の確認を行う主任検査職員は監督業務はできないが、実質的には行うことになる）

以上いくつかの具体的な事例を指摘したが、卓上ではこうした監督・検査体制は画けるだろうが、実際の現場では機能しないどころか、問題を増大・複雑化させ、目指す発注者責任も一層果たせなくなるのではないか。

6 会計法、品確法から見た問題点

1) 発注課、契約担当課は変更・支払い手続きで超繁忙に

現行における検査の種類としては、

- ①「給付の確認」に必要な会計法上の『検査』として、完成検査、完済部分検査、既済部分検査の3種類があり、
- ②さらに品確法に基づく『技術検査』として、「給付の確認」に必要な検査の他、中間技術検査があります。
- ③その他、監督業務の中で行う検査（確認を含む）として指定材料の確認、施工途中の段階確認、部分使用前の出来形等の確認があります。
- ④さらに性能規定発注方式等により工事完成後に行われる、完成後技術検査があります。

試行（案）では、「工期内の定められた時点で、あるいは工事の節目毎（おおむね月1回程度）に施工プロセスの結果を基に「給付の確認」に必要な検査を実施」さらに「段階検査の内2回以上は成績評定についても行う「中間技術検査」として実施」するとしています。

前段の「給付の確認」に必要な検査は、会計法に基づく『検査』をいい、後段の「段階検査の内2回以上は成績評定についても行う「中間技術検査」として実施」は、品確法に基づく『技術検査』になります。

【問題点1】

試行（案）では③の前段部分を監督業務の中で行う検査（確認）から除外し、新たな部門となる「品質監視員」が行うこととしています。さらに「品質監視員」からの報告を受け「主任検査職員」が「段階検査」として給付の確認の為の『検査』を実施することとしていますが、「段階検査」は③の監督職員の行う検査（確認）に分類され、給付の確認に必要な「検査」に当たりません。

※「地方整備局請負工事監督検査事務処理要領」第3章（検査の種類）第13参照

【問題点2】

おおむね月1回程度の給付を伴う「段階検査」を実施するとありますが、この頻度で給付の確認に必要な『検査』を行うことになれば、発注課は予決令第101条の4（検査の方法）に基づいて業者から協議で上がってきた案件や、甲から出した先行指示について、設計変更に反映をし毎月検査前までに契約変更を完了しておく必要があります。

* 予決令第101条の4（検査の方法）一部抜粋

給付の完了の確認は契約担当官が自ら又は補助者に命じて、契約書、仕様書、及び設計書その他関係書類に基づいて行うものとする。

検査は契約図書等の適合の確認を行うものです。それまでの契約変更がなされている事が検査を行う条件になります。また代価を支払って良いかどうかは検査によってのみ確認されます。

契約担当課は、発注課と同様その都度契約手続き・支払い手続き等の業務を中心

とならざるを得なくなります。また、請負業者は請求額を算出するために毎月出来形対照表等の提出と契約変更に伴う業務で書類作成に追いまくられ、本来の請負業者としての使命が果たせないことになります。

技術官庁として力の入れどころが違っているのではないでしょうか？

【問題点3】

「段階検査の内2回以上は成績評定についても行う「中間技術検査」として実施」正在しますが、「地方整備局工事技術検査要領」の第2では、「技術検査は、原則として請負工事において会計法（昭和22年法律第35号）第29条の11第2項の検査を実施するときに行うものとする」とし、品確法でいう「技術検査」と会計法でいう「検査」は同時に行なうことが決められていることから、「段階検査の内2回以上は成績評定についても行う「中間技術検査」として実施」は「地方整備局工事技術検査要領」に違反します。

【問題点4】

平成17年以降「成績評定」は、品確法に基づき『技術検査』として行なわれています。

「地方整備局工事成績評定実施要領」の第3では、「成績評定の時期は、技術検査官にあっては技術検査実施のつど、総括監督員及び主任監督員にあっては、工事の完成のときとする」としていることから、試行（案）でいう給付の確認に必要な「段階検査」の成績評定者は「技術検査官」となる「主任検査職員」になります。「主任検査職員」の業務も試行（案）が本格実施されたら少なくとも数十本もの工事を毎月検査することとなり、現実に可能か？という問題と同時に、こんな事が出来るなら、その労力を「監督体制充実」に当てたらという原点に戻る話になります。

7 今日の混乱・問題はどこから来ているのか

1) 発注者、設計者（企画・設計部門）の問題

冒頭記したように、現状の問題意識を『地元調整や技術提案等契約事項の確認に係る業務が増加する中、公務員定員削減が進められるなど、発注者側の体制が十分確保できない状況にある。

そのため、発注者側の品質確保の基本となる、現場の確認に費やす時間が十分確保できず、外部に委託した補助員による現地確認や受注者から提出される工事書類や写真等により工事の品質を確認せざるを得ない状況にある。

このように建設業界を取り巻く環境が大きく変化する中、施工ミスが多発する状況において、発注責任を満足するためには、新たな検査体制の構築が不可欠である』としているが、多発しているのは「施工ミス」だけでなく、「設計（積算）ミス」も多発している。

ただ、「設計（積算）ミス」は施工の段階で修正されるため表に出る例は少ないが、ある意味ではこちらの問題がより深刻と言える。

2) 現場に足を運ばない技術屋が、「技術屋の創造力（想像力）」の欠如

直接の問題は実態を無視した過度な定員削減にあるが、国土交通省（旧建設省）はこの定員削減をまず工事監督などの行（二）職員、次いで出張所職員、事務所職員と現場から切り捨ててきた。そして、不足する要因をカバーするため測量、設計などはコンサルに発注、積算補助、現場技術補助と現場技術部門を「委託」を限りなく広げてきた。

この結果「現場の実務」はほぼこうした委託技術者が担い、職員は委託者を手足とし、委託者の資料、データなどを活用して設計変更、積算などに対応し、現場に行かなくてもそれなりの格好が付く仕掛けになり、いわゆる現場の技術から遠ざかる一方となった。

一方で積算は入省したばかりの職員がパソコンに数字を入力し、予定価格が算出される。中には設計段階から完成まで現場に行くことが無く、完成した構造物を見たことがない、その現場が何処にあるか良く知らない例さえある。

今日では堤防に作る簡単な階段、坂路さえ設計委託に出しているが、委託の設計書を作り、発注手続きの方がよほど時間がかかるし、こうしたことが続く結果、この現場に『構造物をどうデザインし』、『どう施工するか』『どの程度の工期が適切か』などの「技術屋の創造力（想像力）」は育まれない。

したがって工事目的と現場、設計が一致しなとか、設計意図・目的が不明など、初步的問題が起こってくる。積算もコンサルのデータ、数量に単価を掛けることがもっぱらとなり、構造物の『価格のカン』が育まれないから、大きな積算ミスにも気が付かないことになる。

近年はコンサルの成果品にも「なに、これ？」といったものが少なくなっている。

コンサルの技術力そのものの問題もあるが、不十分な成果を指摘出来ない発注者の「技術力の低下」もコンサル技術力の低下の一因ともなっている。

最近こうしたことを反映し、コンサルの成果品の審査の問題や、現場で問題が発生した場合、発注者、工事請負業者に詳細設計を担当したコンサルを加えた「工事管理連絡会」などの設置の試みが行われている。

3) 現場から言わせれば、『「適切な設計」と「適切な工期」が確保されれば、もっとキチンとしたものが作れる』との声が強い。

発注者責任ということで「建設生産システム」の問題を検討する上で、現場での施工上の問題をクローズアップすることも必要ではあるが、大元での企画・設計段階の問題を解明することも重要な課題であり、その中で良好な「建設生産システム」再構築していく上で、発注者側の技術力、技術者の役割を改めて見直す必要がある。

これまでの経過から発注者側の定員削減、技術力の低下が「建設生産システム」全体のほころびの大きな要因になっていることは明らかであり、発注者側の体制整備が改善の要とも言える。

この間、公務員の削減が財政赤字解消の切り札のように言われ、大ナタがふるわれ続けてきたが、最近風向きの変化の兆しもあり、国民の利益との関係できちんと役割を示せば、大きな支持と理解が得られるものと確信する。当局としてもこの点で大きく打って出ることが求められる。

以上

国土交通省直轄事業の建設生産システムにおける 発注者責任に関する懇談会

委 員 名 簿 (平成19年9月現在)

委員長	小澤 一雅	東京大学大学院工学系研究科 教授
委 員	厚谷 裕児	北海道大学 名誉教授
委 員	大森 文彦	東洋大学法学部企業法学科 教授
委 員	木戸 健介	ジャーナリスト
委 員	佐藤 典子	弁護士
委 員	高野 伸栄	北海道大学大学院工学研究科 助教授
委 員	福田 昌史	高知工科大学 客員教授
委 員	森下 憲樹	国土交通省大臣官房地方課長
委 員	前川 秀和 (佐藤 直良)	国土交通省大臣官房技術調査課長 前 國土交通省大臣官房技術調査課長)
委 員	関 克己	国土交通省河川局治水課長
委 員	木村 昌司 (鈴木 克宗)	国土交通省道路局国道・防災課長 前 國土交通省道路局国道・防災課長)
委 員	山縣 宣彦	国土交通省港湾局建設課長
委 員	中島 威夫 (門松 武)	国土交通省関東地方整備局長 前 國土交通省関東地方整備局長)

オブザーバー

吉田 光市	国土交通省総合政策局建設業課長
鵜沢 哲也 (最勝寺 潔)	国土交通省総合政策局建設振興課長 前 國土交通省総合政策局建設振興課長)

(事務局) 国土交通省大臣官房技術調査課

国土交通省国土技術政策総合研究所

国土交通省関東地方整備局

国土交通省直轄事業の建設生産システムにおける発注者責任に関する懇談会

設計・施工プロセス専門部会

委 員 名 簿 (平成19年3月現在)

部会長	福田 昌史	高知工科大学 客員教授
委 員	厚谷 裕児	北海道大学 名誉教授
委 員	河野 宏隆	京都大学大学院工学研究科 教授
委 員	木戸 健介	ジャーナリスト
委 員	國島 正彦	東京大学大学院新領域創成科学研究科 教授
委 員	常田 賢一	大阪大学大学院工学研究科 教授
委 員	前川 秀和	国土交通省大臣官房技術調査課長
委 員	野田 徹	国土交通省大臣官房技術調査課建設コスト管理企画室長
委 員	松戸 敏雄	国土交通省大臣官房地方課公共工事契約指導室長
委 員	濱田 俊一	国土技術政策総合研究所建設マネジメント研究官
委 員	松本 直也	国土交通省関東地方整備局企画部長
委 員	渡邊 三男	国土交通省関東地方整備局企画部工事品質調整官

(事務局) 国土交通省大臣官房技術調査課

国土交通省国土技術政策総合研究所

国土交通省関東地方整備局

国土交通省管理職ユニオン

〒 110-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2
(中央合同庁舎 2号館B - 1)

TEL (03) 3509-1138 FAX (03) 3509-1139

E-mail k-union@alpha.ocn.ne.jp

ホ-ムペ-ジ <http://www7.ocn.ne.jp/~k-union>